

参 考 材 料

参-1. 再生単粒度碎石（浸透トレンチ用）

本品は、雨水の貯留・浸透施設である浸透トレンチや浸透ますの周囲の充てん材料として、コンクリート構造物の解体に伴って発生するコンクリート塊を主体として製造されたものである。本品は、次の規程に適合しなければならない。

1. 再生骨材及び製造

1. 1. 本品は、セメントコンクリート発生材を破碎・粒度調整して、必要に応じて補足材を加え、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品は、JIS A 1481-1 による試験を行い、石綿を検出しないこと。
1. 3. 本品の不純物の量は、JIS A 5023「再生骨材 L を用いたコンクリート」付属書 A の A.4.2 によって試験を行い、表 1-1 の規程に適合しなければならない。

表 1-1

分類	不純物の内容	上限値 ^{注)} (%)
A	タイル、れんが、陶磁器類、アスファルトコンクリート塊	2.0
B	ガラス片	0.5
C	石こう及び石こうボード片	0.1
D	C 以外の無機系ボード片	0.5
E	プラスチック片	0.5
F	木片、竹片、布切れ、紙くず、アスファルト塊	0.1
G	金属片	1.0
—	不純物の合計（上記 A～G の不純物の合計）	3.0

注) 上限値は質量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

1. 4. 本品は、有姿試料での溶出試験 (JIS K 0058-1) 及び粉碎試料での含有量試験 (JIS K 0058-2) により、六価クロム化合物について、表 1-2 のとおり、土壤汚染対策法による基準値を満足するものとする。

表 1-2

試験方法	試料形態	六価クロム化合物基準値
溶出試験 (JIS K 0058-1)	有姿	0.05mg/L 以下
含有量試験 (JIS K 0058-2)	粉碎	250mg/kg 以下

2. 品質

2. 1. 材質は、表 1-3 のとおりとする。

表 1-3

すりへり減量 %	40 以下
----------	-------

2. 2. 粒度及び細粒分含有率は、表 1-4 のとおりとする。

表 1-4

呼び名	公称目開き 粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率 %				細粒分 含有率 %
		50	40	30	20	
RSI-40 (3号)	40~30	100	85~100	0~15	—	2%以下

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれ JIS Z 8801-1 に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、31.5mm 及び 19mm である。

(注-2) 粒度は「雨水浸透施設技術指針[案] (公益社団法人雨水貯留浸透技術協会)」による。

(注-3) 呼び名の RS の後に付く I は浸透 (Infiltration) の頭文字である。

【解説】

東京都では、東京都環境物品等調達方針 (公共工事) において特別品目に指定し、重点的に調達を推進している。

RSI-40(3号)は主に開発行為、宅地造成などに伴う、民地内での使用を想定している。なお、区市町村で設置基準を定めている場合は、区市町村の基準を確認すること。

参-2. 再生砕石（グラベルコンパクションパイル工法用）

本品は、地盤改良工法の1つであるグラベルコンパクションパイル工法（陸上施工）に使用するもので、コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたものである。本品は、次の規程に適合しなければならない。

なお、グラベルコンパクションパイル工法において改良体箇所の水抜きによる圧密促進を期待する場合は、本品は使用できない。

1. 再生骨材及び製造

1. 1. 本品は、セメントコンクリート発生材を破碎・粒度調整して、必要に応じて補足材を加え、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品は、JIS A1481-1による試験を行い、石綿を検出しないこと。
1. 3. 本品の不純物の量は、JIS A 5023「再生骨材を用いたコンクリート」付属書AのA.4.2によって試験を行い、表2-1の規程に適合しなければならない。

表 2-1

分類	不純物の内容	上限値 ^{注)} %
A	タイル、れんが、陶磁器類、アスファルトコンクリート塊	2.0
B	ガラス片	0.5
C	石こう及び石こうボード片	0.1
D	C以外の無機系ボード片	0.5
E	プラスチック片	0.5
F	木片、竹片、布切れ、紙くず及びアスファルト塊	0.1
G	金属片	1.0
—	不純物量の合計（上記A-Gの不純物量の合計）	3.0

(注) 上限値は質量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

1. 4. 本品は、有姿試料での溶出試験（JIS K 0058-1）及び粉碎試料での含有量試験（JIS K 0058-2）により、六価クロム化合物について、表 2-2 のとおり、土壤汚染対策法による基準値を満足するものとする。

表 2-2

試験方法	試料形態	六価クロム化合物基準値
溶出試験 (JIS K 0058-1)	有姿	0.05mg/L 以下
含有量試験 (JIS K 0058-2)	粉碎	250mg/kg 以下

2. 品質

2. 1. 材質は、表2-3のとおりとする。

表2-3

すりへり減量 %	40以下
内部摩擦角 度	35以上

(注) 内部摩擦角の試験方法は、JGS0520～0524による。

2. 2. 粒度、細粒分含有率及び塑性指数は、表2-4のとおりとする。

表2-4

呼び名	公称目開き mm 粒度 範囲mm	ふるいを通るものの質量百分率 %								細粒 分含 有率 %	塑性 指数 PI %	
		50	40	30	20	10	5	2.5	1.2			0.4
RCG- 4000	40～ 0	100	75 ～ 100	65 ～ 100	45 ～ 100	20 ～ 85	10 ～ 60	5 ～ 45	0 ～ 30	0 ～ 15	15 以下	6 以下

(注-1) これらの公称目開きは、それぞれJIS Z 8801-1に規定する公称目開き、53mm、37.5mm、31.5mm、19mm、9.5mm、4.75mm、2.36mm、1.18mm及び425 μ mである。

(注-2) 粒度は「軟弱地盤対策工法（地盤工学会）」による。

(注-3) 呼び名のRCの後に付くGはグラベルコンパクションパイル工法の頭文字である。

【解説】

再生砕石に含まれるモルタル分が再固結する可能性があるため、水抜きによる圧密促進を期待する場合は、再生砕石を用いない。

水底で用いる場合、周辺の水域のPHが高くなる懸念があるため、陸上での施工においてのみ使用すること。

本材料は、東京都環境物品等調達方針（公共工事）において特別品目に指定し、重点的に調達を推進している。